(ii)　施設に立ち入ることが特に必要な者であることを確認の上当該施設に立ち入ることを認めた者以外の者の当該施設への立入りを禁止すること。

(iii)　見張人に、施設への人の侵入を監視するための装置の有無並びに施設における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該施設の周辺を巡視させること。

(2)　置かれている特定核燃料物質の形態が取扱いが容易な形態の場合においては、二人以上の者が同時に当該特定核燃料物質の取扱いの作業若しくは巡視を行うとき、又は当該特定核燃料物質に人が容易に近づけない措置を講ずるとき。

第十六条の三第二項中第七号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　再処理施設を設置した工場又は事業所内（防護区域内を除く。）において特定核燃料物質を運搬する場合については、次に掲げる措置を講ずること。

イ　特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印をすること。ただし、容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。

ロ　関係機関に運搬の日時及び経路を事前に通知すること。

第十六条の三第二項第六号中「及び周辺防護区域」を「、周辺防護区域及び立入制限区域」に、「第四号イ及びロ」を「第五号イ及びロ」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「及び周辺防護区域」を「、周辺防護区域及び立入制限区域」に、「又は周辺防護区域」を「、周辺防護区域又は立入制限区域」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ駐車場を設置し、防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内に立ち入る車両は、当該駐車場に駐車させること。ただし、当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

第十六条の三第二項第四号中「及び周辺防護区域」を「、周辺防護区域及び立入制限区域」に、「又は周辺防護区域」を「、周辺防護区域又は立入制限区域」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「又は周辺防護区域」を「、周辺防護区域又は立入制限区域」に、「及び当該周辺防護区域」を「、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

第十六条の三第三項を次のように改める。

3　第一項の表第七号から第十四号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次の各号に掲げるもののほか、第二項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十六号から第十九号まで及び同項第二十二号から第二十七号までの規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十六号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一　防護区域を定めること。

二　防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立入制限区域をさく等の障壁によつて区画すること。

三　防護区域の出入口において、当該防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ、特定核燃料物質（持出しの必要性が認められるものを除く。）の持出しが行われないように特定核燃料物質を検知することができる装置等を用いて点検を行うこと。ただし、出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置した場合は、この限りでない。

四　見張人に防護区域及び立入制限区域の出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠した場合は、当該出入口については、この限りでない。

五　特定核燃料物質が貯蔵され又は保管廃棄されている施設（以下この号において「貯蔵施設等」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

イ　貯蔵施設等に立ち入ることが特に必要な者であることを確認の上当該貯蔵施設等に立ち入ることを認めた者以外の者の当該貯蔵施設等への立入りを禁止すること。

ロ　見張人に、貯蔵施設等への人の侵入を監視するための装置の有無並びに貯蔵施設等における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該貯蔵施設等の周辺を巡視させること。

六　特定核燃料物質の防護に関する関係機関への連絡は、二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

第十九条第一項中第十三号を第十九号とし、第十二号を第十八号とし、第十一号を第十七号とし、同項第十号中「第十六条の三第二項第十六号」を「第十六条の三第二項第二十六号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項中第六号から第九号までを六号ずつ繰り下げ、第五号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　非常の場合の対応に関すること。

第十九条第一項中第四号を第六号とし、同号の次に次の三号を加える。

七　防護区域内防護対象枢要設備又は防護区域外防護対象枢要設備の防護に関すること。

八　特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関すること。

九　情報システムセキュリティ計画に関すること。

第十九条第一項中第三号を第五号とし、同項第二号中「同じ。）」の下に「及び立入制限区域」を加え、同号を同項第四号とし、同項中第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　関係法令及び核物質防護規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二　核セキュリティ文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

（核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正）

第七条　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項の表第十二号中「防護区域又は周辺防護区域」を「第六十二条第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域」に改める。